

南部療育センター（仮称）整備について

令和2年12月

1. 概要

主として就学前の障がい児の相談から診断、療育まで一体的に提供する『市立療育センター』を、福岡市南部地域に整備するもの。

2. 療育センターとは

- 心身障がい児に関する相談・診断・療育まで一体的に行う**障がい児療育の中核施設**
- 福岡市では、未就学児については、市内の3つの療育センター等（心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター）のいずれかで、気づきの段階から保護者の相談に応じるとともに、**医学的診断・判定を行い、子どもの障がいの程度やその特性に応じた療育メニュー（通園療育、訪問支援等）を提供**

3. 療育センター新設の必要性

- 課題
- 療育センター等において、新規受診児数が**急増し、相談から初診までの期間が長期化**（H21からH30までの10年間で受診児数は倍増(197%)、うち発達障がいは約3倍(288%)に増加）
 - 既存の療育センター等は中央区、西区、東区に立地しており、特に市域の**南部地域において、相談・診断機能が不足**
 - 市立肢体不自由児通園施設あゆみ学園（南区屋形原）の老朽化が進行し、年々、施設機能の維持が困難
 - 療育施設での支援だけでなく、保育所、幼稚園に通う障がい児の支援ニーズも拡大
 - 保護者のレスパイト対策、子育て支援などの家族支援ニーズの高まり

解決するために

- 南部地域に、あゆみ学園が担っている機能を継承し、相談・診断、療育までを一体的に行うとともに、**保育所・幼稚園に通う障がい児への支援**や外出が困難な障がい児への**訪問支援**、障がい児の育ちや暮らしを安定させる**家族支援**、全市的な療育水準の向上に向けた研修などの**地域支援**も行う、障がい児療育の中核施設である「**南部療育センター（仮称）**」を新たに整備する。

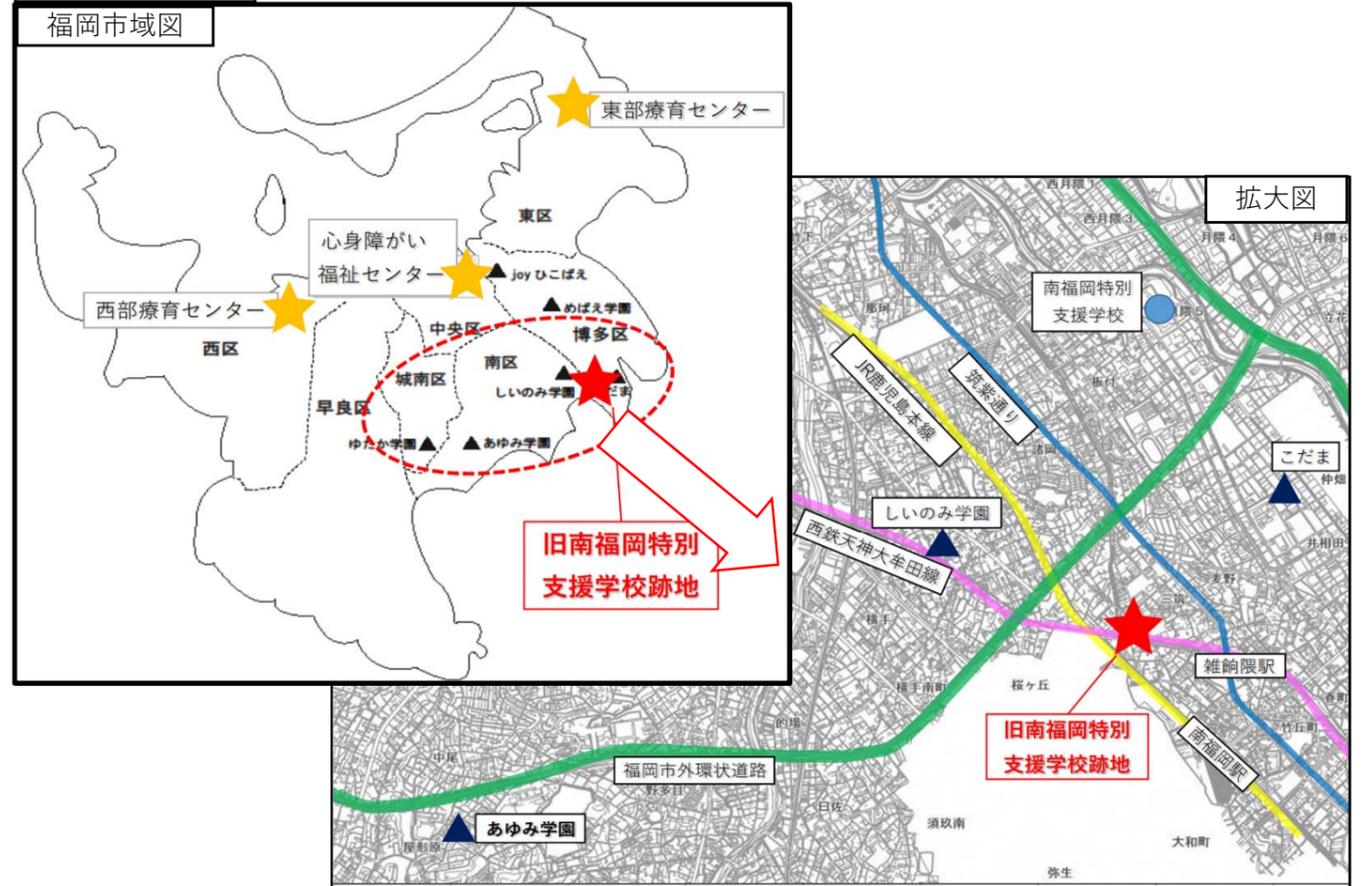
4. 整備候補地の条件

- ① 心身障がい福祉センター及び西部・東部療育センターとの**配置バランスが取れる位置**にあること。
- ② 福岡市南部地域（南区、博多区の南部、城南区の南部）で、西部及び東部療育センターと同等の規模の建物を整備するために必要な敷地面積(3,500㎡以上)を有する土地であること。
- ③ 相談、診断のために来館する利用者にとって、**交通利便性が高い場所**であること。
- ④ **土地の利活用が適時可能**であること等。

※以上、令和2年3月に基本構想にて報告済み

以上の条件を踏まえて、複数の候補地から最適地を選定

5. 整備地



【旧南福岡特別支援学校跡地の状況】

- ①心身障がい福祉センター及び西部・東部療育センターとの**配置バランスが良い**
- ②福岡市南部にある市有地で整備に必要な敷地面積(約3,800㎡)がある
- ③雑餉隈駅（西鉄大牟田線、駅までの距離約700m）や南福岡駅（JR鹿児島本線、駅までの距離約900m）などの公共交通機関の駅から近く、また、外環状道路や筑紫通りにも近いため、**車利用者に限らず来館者の交通利便性が高い**
- ④現地は更地であり、**建物を解体する必要がなく、適時利活用が可能**
 その他、南福岡特別支援学校（肢体）との距離が近く学校への派遣が行いやすく、療育センターの通園から南福岡特別支援学校の通学への移行がスムーズに行えることや、付近の民間の児童発達支援センター（知的）との距離も近く連携しやすい位置である。

以上の理由から、旧南福岡特別支援学校跡地を南部療育センター（仮称）の整備地とし、整備を進めていきたい。

6. 整備スケジュール（想定）

- | | | | |
|-------|---------------|---------------------|------|
| 令和2年度 | 整備地決定, 基本計画策定 | 令和5年度 | 工事着手 |
| 令和3年度 | 基本設計 | 令和6年度 | 完成 |
| 令和4年度 | 実施設計 | ※今後の状況によりスケジュール変更有り | |